評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

( 目　的 )

第 1 条 この規程は、社会福祉法人堺中央共生会(以下「この法人」という。)の定款第8条(評議員に対する報酬等) 及び第21条（役員の報酔等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(　定　義 )

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、週４日以上出勤するものをいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法人法第45条の8第4項並びに同法第45条の16条第4項及び同法第45条の18条第3項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

(6)　費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

( 報酬等の額の決定 )

第 3 条 この法人の評議員には、定款第8条に定める総額の範囲内において、別表第1に基づき支払うものとする。

2 この法人の常勤理事の報酬等は別表2のとおりとし、理事長は評議員会の承認を得て、各々の理事の報酬額を決定するものとする。また、非常勤理事に対する報酬は別表2に定める額とする。

3 この法人の監事に対する報酬は別表3「監事の報酬」に定める範囲内で評議員会において定める額とする。

4 この法人の役員及び評議員の退職手当は支給しない。

( 報酔等の支給方法 )

第 4 条 この法人の役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

( 費　用 )

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

( 公 表)

第6条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

( 改 正)

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

( 別 表 )

1.　評議員の報酬

2.　理事の報酬

3.　監事の報酬

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表1 評議員の報酬

(1) 各年度の評議員の報酬の総額は、25万円以内とする。

(2) 評議員会出席の都度、報酬として1人一律6千円を上限とする。

別表2 理事の報酬

(1) 各年度の理事の報酬の総額は、330万円以内とする。

(2) 常勤理事の報酬は、年額300万円以内とする。

(3) 非常勤理事の報酬は、理事長についてはこの法人の依頼により業務等を行ったとき及び理事会出席の都度一律1万3千円を上限とし、理事長以外の理事についてはこの法人の依頼により業務等を行ったとき及び理事会出席の都度1人一律6千円を上限とする。

但し、理事のうちこの法人の職員であるものについては、理事の報酬は支払わないものとする。

別表3 監事の報酬

(1) 各年度の監事の報酬の総額は、20万円以内とする。

(2) 監事1人あたりの報酬は理事会出席の都度1人一律6千円を上限とする。